みやぎ税務会計事務所通信

《 2018年10月 》



税務の話題

お住まい以外の気になる市町村を応援! 「ふるさと納税」を始めてみませんか?

すっかりお馴染みとなった「ふるさと納税」。

年末を意識し始める頃、テレビCMでも頻繁に聞くようになりますが、皆さまは利用されていますか。 「当然!!」という方から「毎年興味はあるけれど・・・」という方まで、2018 年も残り3ヶ月となった今、 改めて仕組みの確認をしておきましょう!

* そもそも「ふるさと納税」ってなに? *

"納税"という名称ですが、本質は市町村への"寄附"です。

通常、生まれ育った市町村を離れて就職をした場合、思い入れのある故郷に納税をすることはありません(住民税は、1月1日に住所のある都道府県や市町村に納めるためです。)。そこで、「自分の意思で納税できる制度があっても良いのでは…」という問題提起から生まれた制度なのです。

* 2,000 円で好きなモノが届く…? *

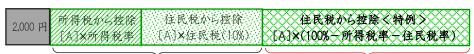
この部分の金額が、所得税と住民税から控除されます。

実質 2,000 円で「お礼の品」を受け取ることができる、

と言われている理由です。

控除額について(ちょっと詳しい解説)

上記の緑部分(寄附(ふるさと納税)額-2,000円=[A])は、3分割になっています。



「ふるさと納税」以外の寄附金 (義援金や学校法人など)でも 控除される部分

ココが「ふるさと納税ならでは」の部分 この特例(上限あり※)により、 [A]の全額が控除されます。

※特例部分には上限[住民税(所得割額)×20%]があることから、控除額にも限度があります。(寄附額に限度はありません)

いくら寄附する?

控除額の限度を計算することで、実質の自己負担 2,000 円だけで「お礼の品」を受け取ろうとした場合の寄附額を考えることができます。え?計算!?・・・・・・・はい、難しい方が多いですよね。

そこで!総務省では「ふるさと納税ポータルサイト」を開設しており、

そちらにお給与収入や家<mark>族構成から</mark>上限の目安が掲載されていますので、

&SSEMBS-OVVID

そのページを確認していただくことをオススメいたします。http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei_seido/080430_2_ko_jin.html (その他、ふるさと納税関連の民間サイトが複数開設されており、そういったサイトでも試算ができるようになっています。)

* 寄附するだけでいいの? *

確定申告をされる方⇒寄附先の自治体から届く受領書をもとに「寄附金控除」をお忘れなく!

確定申告をする必要のない方(1社からのお給与収入のみの方など)

⇒寄附先が5自治体までの場合、確定申告をせず控除が受けられる"ワンストップ特例"を選択できます。 ただし、寄附時に「特例を利用する」意思表示をし、寄附先へ申請書を提出する必要がありますので、 注意が必要です。(この場合、控除額の全額が住民税から控除されます。)

なお、ニュースなどで聞くことがあるかと思いますが、魅力的な「お礼の品」を用意することで寄附を集めようとする 自治体が出てきており、国も検討を始めています。制度自体、抜本的に改革される可能性もあるようです。 上記は現行制度です。また、皆さまの所得等の状況に応じ、控除上限額等も変わってまいりますので、ご留意ください